

逗子市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成24年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を公表する。

2013年（平成25年）2月25日

逗子市監査委員 石井清之

平成 24 年 度

財政援助団体等監査報告書

逗子市監査委員

財政援助団体等監査報告

1 監査対象団体及び所管課

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 逗子市職員厚生会 | 総務部職員課 |
| (2) 逗子市立小中学校教職員福祉会 | 教育部学校教育課 |

2 監査期間

平成 24 年 11 月 8 日から平成 24 年 12 月 25 日まで

3 監査を行った監査委員

監査委員 石 井 清 之

4 監査の基本方針

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、補助金等に係る事務の執行が法令等及び交付目的に沿って適正かつ効率的、効果的になされているかについて監査を実施した。

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、平成 23 年度及び平成 24 年度監査時まで逗子市が交付した交付金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係者の出席を求め、当該事務事業の説明を聴取するとともに、提出された監査資料及び関係書類に基づいて、次の事項を主眼として慎重な監査を行った。

- (1) 交付金の受入れ及び保管方法は適正であるか。
- (2) 交付金の交付目的に沿って事業が実施されているか。また交付金の効果は上げられているか。
- (3) 出納簿その他証拠書類は確実に整備、保存されているか。
- (4) 交付金に係る収支の会計経理は適正に処理されているか。

6 監査の結果

(1) 逗子市職員厚生会

逗子市職員厚生会は、逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号逗子市役所職員課内に事務所を置き、相互扶助の精神に基づき、会員（市職員）の親睦と福利を図り、行政の運営に寄与することを目的として教養、運動、厚生等の事業を実施している。

逗子市職員厚生会交付金は、会員（市職員）の保健、元気回復等福利厚生に対し、平成 23 年度は 8,500,000 円、平成 24 年度は 8,000,000 円を交付されており、当該交付金については、交付の趣旨

に沿って事業は実施されており、交付金に係る出納その他の事務執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、決算書の金額等の記載誤りほか、湘南六市役所体育大会の委託金及び助成金の経理事務に検討を要するものが見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 逗子市立小中学校教職員福祉会

逗子市立小中学校教職員福祉会は、逗子市逗子5丁目2番16号逗子市役所学校教育課内に事務所を置き、逗子市立小中学校教職員の福利厚生に寄与することを目的として保健体育、厚生等の事業を実施している。

逗子市立小中学校教職員福祉会交付金は、福祉会会員（逗子市立小中学校教職員）の保健、元気回復等福利厚生に対し、平成23年度は811,000円、平成24年度は811,000円が交付されており、当該交付金については、交付の趣旨に沿って事業は実施されているものと認められたが、交付金に係る出納その他の事務執行については、教養事業ほか補助金の交付等事務手続及び経理事務の一部に適正を欠くもののほか、事業別予算差引簿等関係帳簿の整備の検討を要するものが見受けられたので、今後十分留意され、適正な事務の執行に努められたい。